

## 姫路市国際化推進プラン検討懇話会開催要領

## 1 目的

姫路市国際化推進プラン検討懇話会（以下「懇話会」という。）は、平成29年3月に改訂した姫路市国際化推進プランの見直し等について、関係者から広く意見等を求めるために開催する。

## 2 検討事項

懇話会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 本市の国際化施策における現状の把握と課題の整理に関すること
- (2) 姫路市国際化推進プランの見直し等に関すること
- (3) その他国際化施策について必要な事項

## 3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうちから市長が指名した10名以内の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 国際化推進に関する経験を有する者
- (4) 公募市民

## 4 運営

- (1) 懇話会に座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、懇話会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 懇話会の会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、懇話会での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、

その意見を聴くことができる。

## 5 その他

- (1) 懇話会の庶務は、文化国際課（国際交流センター）において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。